

# 成長戦略とスポーツ政策

——観光立国・スポーツ立国・新自由主義型自由時間政策——

市井吉興

## はじめに

2013年9月7日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会において、2020年夏季オリンピックの開催地を決める投票が行われた。日本では投票前日から特集番組がNHK、民放各社で生まれ、日本の招致プレゼンテーション、投票の様子が生中継された。日本時間9月8日午前5時20分、ジャック・ロゲIOC会長が投票結果を発表し、招致が東京に決まった瞬間、人々のボルテージは最高潮に達した。メディアは、投票結果に対して歓喜と安堵の表情を浮かべた招致関係者、そして、日本国内各地で開催されたパブリックビューイングに詰めかけた人々が興奮のあまり「東京！東京！東京！」と連呼する姿、スポーツ界から寄せられた歓迎のメッセージを繰り返し報道した。

興奮冷めやらぬなか、早くもオリンピックが東京で開催されることの経済効果がまことしやかに語られた。すでに6月8日に東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会の試算が紹介されているが、それによると、オリンピック関連の工事関係費4554億円、経済波及効果2兆9600億円にも上るという<sup>1)</sup>。もちろん、この試算をはるかに上回る経済効果が期待され、提示されている<sup>2)</sup>。さらに、IOC総会で登壇した安倍晋三首相は、招致決定直後に報道番組に出演し「オリンピックがアベノミクスの『第四の矢』になり、経済成長をもたらす」という主旨の発言を行った。

本稿の目的は、小泉純一郎内閣から策定されるようになった成長戦略とスポーツ政策との関係を把握していく手がかりを探ることにある。2000年代に入り、スポーツ政策を推進していく重要な政策、法律が策定されてきた。たとえば、スポーツ振興基本計画（2000）、観光立国推進基本法（2006）、観光立国推進基本計画（2006）、スポーツ立国戦略（2010）、スポーツ基本法（2011）、スポーツ基本計画（2012）、スポーツツーリズム推進基本方針（2011）、観光立国推進基本計画の見直し（2012）などである。なかでも、スポーツ基本法の制定は、スポーツ関係者にとって、積年の悲願の達成であった。たしかに、これらの政策や法律は、スポーツを発展させ、スポーツを通じて人々の豊かな生活の実現に向けた制度的な基盤となる。それでは、これらの政策や法律が掲げる「スポーツの未来」が、成長戦略に記された日本の将来設計とどのような関係にあるのか、以下で検討を試みたい。

## 第1章 成長戦略と観光立国：観光を重点化する成長戦略のねらいとは

さて、「成長戦略」なるものを内閣が策定し、国民に対して中長期的な経済計画を提示するようになったのは、いつの頃であろうか。その端緒となったのが、2001年に小泉内閣によって策定さ

れた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（いわゆる「骨太の方針）」である。それでは、小泉内閣から現在の安倍内閣までの歴代内閣が策定した「成長戦略」を表にまとめてみたい。

表 1：小泉内閣から現在の安倍内閣までに策定された「成長戦略」

内閣	策定年	成長戦略の名称
小泉 純一郎	2001	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002
小泉 純一郎	2005	日本 21 世紀ビジョン
小泉 純一郎	2006	経済成長戦略大綱
安倍 晋三	2007	日本経済の進路と戦略
福田 康夫	2008	経済財政改革の基本方針 2008
麻生 太郎	2009	未来開拓戦略
鳩山 由紀夫	2009	新成長戦略（基本方針）：輝きのある日本へ
菅 直人	2010	新成長戦略：「元気な日本」復活のシナリオ
菅 直人	2011	日本再生のための戦略に向けて
野田 佳彦	2012	日本再生戦略
安倍 晋三	2013	日本再興戦略

（内閣府ホームページを参照し、筆者作成）

小泉内閣から現在の安倍内閣までには、政権交代が起こり、民主党が政権を担った時期もあった。しかし、小泉内閣以来の歴代内閣が策定した成長戦略において、いずれの政権も重点化した領域があった。まさに、それが「観光」であった。もちろん、自民党政権と民主党政権が策定する成長戦略が、供給サイドに力点を置くのか、需要サイドに力点を置くのかという政策的な違いがあっても、そこから観光を除外することはなかった。それでは、小泉内閣から始まる成長戦略において観光がどのように重点化されていったのか、整理してみたい。

まず、小泉内閣が 2001 年に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」は、国土交通省に対し、2003 年より外国人旅行者の訪日を促進する戦略を要請した。この要請に対して国土交通省が策定したのが、「グローバル観光戦略」であった。この「グローバル観光戦略」は、「外国人旅行者訪日促進戦略」、「外国人旅行者受入れ戦略」、「観光産業高度化戦略」、「推進戦略」という 4 つの戦略から構成されていた。そして、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」は、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一貫として展開されることとなった。

また、2003 年に答申された観光立国懇談会（座長：木村尚三郎東京大学名誉教授）の報告書「観光立国懇談会報告書：住んでよし、訪れてよしの国づくり」を受けて、日本政府は「観光立国」を宣言し、国土交通大臣を観光立国担当大臣（初代：石原伸晃国土交通大臣）に任命した。このことは、政権を担う政権党の政治的なスタンスを問わず、観光を重要な政策課題とする道筋をつけた。さらに、2006 年、小泉内閣は「観光立国推進基本法」を制定し、「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。2008 年、福田康夫内閣は、観光行政の責任を有する組織を明確化するとともに、機能的かつ効果的な業務の遂行を可能とする体制を整備するため、国土交通省の外局として「観光庁」を発足させた。

2009 年 8 月 30 日の総選挙において、民主党が選挙前を大幅に上回る 308 議席を獲得した。一方、自由民主党は 119 議席を獲得したが、公示前議席より 181 議席の減少となり、1955 年の結党以来、初めて衆議院第一党の座を明け渡し、政権交代がなされた。総選挙後に組閣された鳩山由紀夫内閣においても観光政策は強化され、2010 年 3 月 3 日、国土交通省に設置された観光立国推進本部

の「休暇分散化ワーキングチーム」は、ゴールデンウィークなどに集中している連休を分散させる政府の原案を発表した。発表された原案の要点は、「日本を5つのブロックに分けて、春と秋の2回、週末を絡めて順番に5連休にする」、「観光地、移動手段の混雑を緩和し、観光需要を創出する」という2点にまとめられる。しかも、観光立国推進という観点から、政府は連休が分散することによって高速道路などの渋滞が緩和され、ホテルや飛行機も安く利用することが出来ることを強くアピールした。さらに、休暇分散化ワーキングチームは、経済界（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、教育界（全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会）、労働組合（日本労働組合総連合会）からのヒアリングを行い、3月中に分科会としての意見を集約したうえで、2012年以降の休暇分散化の実施を目指した。

さて、この休暇分散化であるが、この施策の背景には、鳩山内閣が掲げた「新成長戦略（基本方針）：輝きのある日本へ」がある。鳩山内閣の新成長戦略は、公共事業・財界頼みの「第一の道」、行き過ぎた市場原理主義の「第二の道」でもない、「第三の道」を進むことを宣言している。つまり、鳩山内閣が掲げる「第三の道」とは、2020年までに環境、健康、観光の3分野で100兆円超の「新たな需要の創造」により雇用を生み、現在5%を超えている失業率を3%台に低下させることを目指していた。民主党が目指した「第三の道」であるが、これは自民党政権が供給を重視する立場で検討してきた成長戦略とは一線を画すものであったといえよう。たとえば、観光政策に関して述べるならば、需要を重視する観点から、国民が観光を楽しむ条件づくりとして観光庁が主導となり、先に述べた「休日分散化」（2010）、「家族の時間プロジェクト」（2010）、「ポジティブ・オフ」（2011）といった、休暇取得を促す試みを展開した。

鳩山内閣を引き継いだ菅直人内閣は、2010年に「新成長戦略」を閣議決定し、急速に経済成長するアジアの観光需要を取り込む観光政策をそこに盛り込んだ。2011年3月11日に発生した東日本大震災により、当然のことながら、菅内閣は成長戦略における観光の取り扱いについて、大きな変更を余儀なくされるはずであった。しかし、2011年7月29日、東日本大震災復興対策本部は「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「国内外の旅行需要の回復・喚起と地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築すること」を提示した。菅内閣を引き継いだ野田佳彦内閣は、震災後の情勢変化を踏まえ、観光立国の実現に関する施策を進めるために、2012年3月24日、新たな「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。

2012年12月16日の総選挙において、自民党は圧倒的な勝利を収めた。自民党は連立を組む公明党と合わせて325議席を獲得し、480議席の衆議院で「圧倒的多数」を確保した。さらに、2013年7月21日の参議院選挙においても、自民党は圧倒的な勝利を収め、連立を組む公明党と合わせて非改選も含めた与党の議席数は過半数を上回る135議席となり、「ねじれ国会」を解消させた。

総選挙後に誕生した安倍晋三内閣は、組閣直後、経済再生本部創設を閣議決定し、相互に補強し合う関係にある「三本の矢」（いわゆる「アベノミクス」）を一体として推進し、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題とした<sup>3)</sup>。この「三本の矢」という呼称は総選挙前から用いられていたが、その内訳は、「大胆な金融政策（第一の矢）」、「機動的な財政政策（第二の矢）」、「民間投資を喚起する成長戦略（第三の矢）」となっている。さらに、それらの具体的な目標や指標を見てみると、「第一の矢」は企業・家計に定着したデフレマインドを払拭し、2%の物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するという。「第二

の矢」は、デフレ脱却をよりスムーズに実現するため、有効需要を創出し、持続的成長に貢献する分野に重点を置き、成長戦略へと橋渡しをするという。「第三の矢」は、民間需要を持続的に生み出し、経済を力強い成長軌道に乗せ、投資によって生産性を高め、雇用や報酬という果実を広く国民生活に浸透させるという。この「第三の矢」は、6月14日、安倍内閣が策定した「日本再興戦略」という成長戦略として放たれた。

この「日本再興戦略」においても観光は重要視され、日本が持つ観光資源などのポテンシャルを活かして、訪日外国人数は2012年の835万人を2013年に1000万人、2030年に3000万人超、そして訪日外国人消費額については2012年の1兆860億円を2013年に約1兆3000億円、2030年に約4兆7000億円に増やす目標を掲げている。政府は成長戦略「日本再興戦略」の発表前の6月11日に開催された「観光立国推進閣僚会議」において、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を発表し、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の人たちを惹きつける観光立国を実現するために、①日本ブランドの作り上げと発信、②ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進、③外国人旅行者の受入の改善、④国際会議等（MICE）の誘致や投資の促進という4つの課題を提示した。

以上のように、小泉内閣以来の成長戦略における観光の位置づけを整理してきたが、なぜ、これも観光を重点化していくのであろうか。その疑問に対する解答を与えるヒントとして、「観光行動は、移動、宿泊（睡眠）、飲食、娯楽、休養、見物、スポーツなどすべてを包含し、日常生活圏を離れた生活の総体である」（石井：2001,264）という石井昭夫の指摘がある。たしかに、この指摘をふまえれば、政府の施策の多くは、何らかの形で観光と関係している。つまり、運輸行政、環境行政、金融行政、出入国管理行政、国土利用計画、文化財保護行政、スポーツ行政も観光に大きな影響を及ぼしているとともに、誇張するならば、今日では観光と関連しない施策は皆無となってしまう。それゆえに、この点は成長戦略における観光の重点化の理由となりうる。

しかし、観光の重点化とは、一步踏み込んで言うならば、グローバル化が進展し、日本の大企業が多国籍企業化していくなかで、成長戦略が目指すグローバルな競争に打ち勝つためのインフラ整備を含めた資本蓄積の強化と理解すべきであろう。なぜなら、小泉内閣以来策定されてきた成長戦略とは新自由主義を基調とし、グローバルに活動する多国籍企業への支援と環境整備に重点をおいた国家介入形態を構築するという国家戦略にほかならないからである。しかも、この国家戦略は、小泉内閣誕生を機に進行する財界（経団連）と政府との連携強化を反映したものといえよう。それゆえに、観光立国という国家戦略とは、経団連の提言「21世紀のわが国観光のあり方に関する提言：新しい国づくりのために」（2000年10月17日発表）への応答であったことを、いま改めて確認する必要がある。もちろん、歴代内閣の成長戦略に描かれる新自由主義的な諸政策には、それぞれ濃淡はある（渡辺：2013）。しかし、「国家介入が後退することによって、市場と市民社会との本来の自立性が確保される」という新自由主義ならびに構造改革の支持者の素朴な期待は、大きく裏切られることになる。それでは、次章において、この視点から近年高い関心を集めているスポーツツーリズムについて考察を試みたい。

## 第2章 成長戦略とスポーツ立国：高まるスポーツツーリズムへの関心と期待

2003年の観光立国宣言以来、『レジャー白書』は、レジャー需要の多様化として観光に注目し、分析を強化している。なかでも、2004年から2007年（2006年は除く）の『レジャー白書』に掲載された特別レポートは、「新たな旅」または「新たなツーリズム」のあり方を提言している。後に、これらは「ニューツーリズム」と称されるようになるが、そこで紹介された主なものは、2007年の『レジャー白書』では、①長期滞在型観光、②エコツーリズム、③グリーン・ツーリズム、④文化観光、⑤産業観光、⑥ヘルスツーリズムであった。これらの範疇に入らない「その他のニューツーリズム」として、「スポーツ観戦を楽しむ旅」、「スポーツ活動を楽しむ旅」が紹介されたが、この時点では「スポーツツーリズム」という言葉は用いられていなかった。この状況は、2006年に制定された観光立国基本法を受けて策定された「観光立国推進基本計画」（2007年）においても同様であった。それでは、以下で、スポーツツーリズムについて、その概念定義や現状を確認しておきたい。

まず、スポーツに関連したツーリズムとは、欧米では旅行目的に特別な志向性がある「スペシャル・インタレスト・ツーリズム（SIT）」の一分野として位置づけられ、日本では「ニューツーリズム」のなかに置かれてきた。スポーツツーリズム研究者によってしばしば言及されるホール（Colin Michael Hall）によると、スポーツツーリズムとは「日常生活圏内から離れてスポーツに参加することや、スポーツを観戦するために行われる非商業的な旅行」と定義されている（原田：2009, 18）。また、工藤康弘と野川春夫の研究によると、多様なスポーツツーリズムの定義がある。以下に、工藤と野川が先行研究を整理したスポーツツーリズムの定義を紹介しておきたい。

表2 多様なスポーツツーリズムの定義

- ・野外のどくに興味を引かれるような自然環境下で行われたり、人為的なスポーツ活動や身体活動を伴うレクリエーション施設でなされる、休暇のようなレジャー期間中の人々の行動パターンとして説明される（Ruskin, 1987）
- ・非商業的な目的で生活圏を離れスポーツに関わる活動に参加または観戦することを目的とした旅行（Hall, 1992）
- ・観戦者または参加者としてスポーツに関する活動に関わって休日を過ごすこと（Weed & Bull, 1997）
- ・日常生活圏外で、旅行または滞在中に直接的あるいは間接的に競技的またはレクリエーション的なスポーツに参加する個人またはグループ（ただし旅行の主目的はスポーツ）（Gammon & Robinson, 1997）
- ・身体活動に参加するため、観戦するため、または身体活動と結びついたアトラクション詣でのために日常生活圏外に一時的に出るレジャーをベースにした旅行（Gibson, 1998）
- ・気軽にあるいは組織的に非商業的やビジネス / 商業目的に関わらず、スポーツに関する活動における全ての能動的・受動的参与の形態で、必然的に自宅や仕事に関わる地域を離れて旅行すること（Standeven & De Knop, 1998）
- ・スポーツやスポーツイベントへの参加または観戦を目的として旅行し、目的地に最低でも24時間以上滞在すること（滞在する一時的訪問者）（野川, 1993; 野川・工藤, 1998）
- ・限定された期間で生活圏を離れスポーツをベースとした旅行をすること、そのスポーツとは、ユニークなルール、優れた技量をもとにした競技、遊び戯れるという特質で特徴づけられたものである（Hinch & Higham, 2001）

（工藤・野川：2002, 185）

つぎに、スポーツツーリズムの現状であるが、松永敬子はスポーツ・ヘルスツーリズムをインバウンド市場とアウトバウンド市場において「スポーツ・ヘルス愛好型」、「イベント参加型」、「観戦型」、「訪問型」の4つのタイプに対応させて事例を整理している。

表3 スポーツ・ヘルスツーリズムのタイプと市場

	スポーツ・ヘルス愛好型	イベント参加型	観戦型	訪問型
インバウンド市場	韓国からのゴルフ+温泉ツアー	【コンテンツ不足の未開拓分野】 ex. 東京マラソン 2008	2002年 FIFA ワールドカップ観戦ツアー	【コンテンツ不足の未開拓分野】
	オーストラリアからのスキー+温泉ツアー		2007年 IAAF 世界陸上大阪大会観戦ツアー	
	台湾からの立山黒部アルペンルートツアー		FIFA クラブワールドカップジャパン観戦ツアー	
アウトバウンド市場	ハワイでのゴルフツアー	ホノルルマラソン参加ツアー	2008年北京五輪応援ツアー	アメリカへのベースボールスタジアムツアー
	カナダのウインスラー・マウンテンスキーツアー	オーストラリアのマスターズ国際大会参加ツアー	2009年世界フィギュアスケート選手権観戦ツアー	ヨーロッパの各サッカークラブミュージアムツアー
	パラオでのカヌー+イルカ+タラソセラピー	韓国での済州島トレッキング大会	アーセナル公認スタジアムツアー+観戦ツアー	イギリスのウィンブルドンテニスミュージアムツアー

(松永:2009, 138)

松永が指摘しているように、日本におけるスポーツツーリズムの市場から見た課題として、インバウンド市場の充実が必至のようである。なかでも、インバウンド市場の大きな課題は、イベント参加型と訪問型のコンテンツが不足しており、未開拓であることにある。もちろん、オリンピック、FIFA ワールドカップ、またはそれに準じるような国際的なスポーツイベントが、定期的かつ恒常的に日本で開催されるわけではない。しかし、松永が整理をした2009年時点から見れば、2013年現在では、スポーツツーリズム・コンテンツの開拓は進展している。たとえば、イベント参加型に限って述べるならば、東京マラソンの成功を機に全国各地で誕生した市民マラソン（ご当地マラソン）があげられよう（東洋経済:2010; 谷川・百花:2010）。また、スポーツツーリズムの現代的意義として、木村和彦は、以下のように述べる。

観光主体であるスポーツツーリストの視点から見れば、スポーツへの参加や観戦という体験を通じて、健康や自己開発などの様々な欲求充足を図ることが目的である。一方で、観光地である地域社会という視点から見ると、当該地域外から訪れる人びとの交流を通じて、観光の語源的な意味である地域住民が自らその地域とスポーツの特性や魅力の再発見を促し、地域の「内発的發展」に貢献することが期待されている（木村:2009,39）。

このようなスポーツツーリズムへの関心や期待は、政府の政策にも反映されていく。2010年

1月14日に開催された観光立国推進本部の第1回観光連携コンソーシアムにおいて、ニューツーリズムの一つとして、初めて「スポーツ観光」が挙げられた。同年、文部科学省が策定した「スポーツ立国戦略」において「国際競技大会の招致・開催支援、スポーツツーリズムの促進」が盛り込まれた。また2011年に制定された「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」（2012年文部科学大臣策定）にも、旅行先での気軽に親しめるスポーツツーリズムの推進や地域スポーツコミッションの設立推進などスポーツツーリズムへの政府の方向性が幅広く盛り込まれており、関係府省を挙げて、スポーツツーリズムの取り組みを一層推進し、旅行産業にイノベーションをもたらすことが期待されている。さらに、2011年、観光庁は、「スポーツツーリズム推進基本方針」を策定するとともに、2012年に創設された「日本スポーツツーリズム推進機構（JSTA）」の設立に向けて、スポーツツーリズム推進連携組織勉強会を立ち上げた。2012年、観光庁は2006年に策定した「観光立国推進基本計画」を見直し、観光政策におけるスポーツツーリズムの位置づけを高めた。

このようなスポーツツーリズムへの関心や期待の高まりは、スポーツ団体やスポーツ業界のみならず、様々な業界にも波及していく。なぜなら、スポーツツーリズムが発展していくためには、スタンデヴァン（Joy Standeven）とデ・ノップ（Paul De Knop）が整理したように、インフラの整備が欠かせないからである。

表4 スポーツツーリズムのインフラ

自然特性	・公園（国立・地域） ・山 ・岩 ・スパ ・海辺 ・湖 ・川 ・野外空間 ・荒野
サービス	・旅行会社 ・ツアーオペレーター ・添乗員・ガイド ・アニメトゥール ・リーダー ・コーチ・教師 用品・服製造販売 ・観光案内所 ・施設イベントマネージャー ・マーケティング ・両替所 ・保険業 ・宴会業者 ・MIS ・用品レンタル・地図・ガイドブック ・スポーツクリニック
エンターテイメント	・イベント ・試合 ・パフォーマンス ・祝祭的催し
移動手段	・鉄道 ・バス ・飛行機 ・客船 ・フェリー
スポーツ施設	・マリナー ・ゴルフコース ・アイスリンク ・アリーナ ・スタジアム ・プール ・グラウンド ・レジャーセンター ・人工スキー場 ・クライミングウォール ・レース場
宿泊施設	・ホテル ・モーテル ・別荘 ・オートキャンプ場 ・クラブ ・キャンプ場 ・ホステル ・客船 ・ゲストハウス ・山小屋
文化遺産	・博物館 ・考古学的サイト ・歴史的スタジアム・アリーナ
建物アメニティ	・駐車場 ・トイレ ・案内標識 ・避難所
組織	・政府 ・地方自治体 ・スポーツ統括組織 ・業界団体 ・ボランティア組織

(Standeven and De Knop: 1998, 71-72) <sup>4)</sup>

もちろん、スポーツツーリズムへの関心や期待は、財界にもみられる。興味深い動向として、経団連は、教育問題委員会（川村隆委員長）の下に「スポーツ推進部会」（鍛冶舎巧部会長）を新設した<sup>5)</sup>。このスポーツ推進部会設立の目的は、スポーツを通じた人材育成や、スポーツ推進に向けた企業の取り組みなど、スポーツ立国に向けた総合的な支援をおこなうことにある。そして経団連は、積極的に政府やスポーツ界との懇談を進めている。

まず、2012年12月7日、経団連は教育問題委員会を開催し、日本体育協会の張富士夫会長（ト

ヨタ自動車名誉会長)ならびに岡崎助一専務理事とスポーツ振興・普及に向けた同協会の取り組みと経済界への期待について懇談した。そのなかで、張日本体育協会会長は、「高齢・長寿社会を迎えた日本にとって、スポーツを通じて国民が健康になることは、医療費や介護費の削減につながり、国全体のためにもなる」として、経済界全体でスポーツを支えることの重要性を指摘した。また、「スポーツ選手は礼儀正しさや人づきあいの良さ、向上心など企業人として評価される素質を多く備えており、企業にとって貴重な戦力となる」として、スポーツ選手の採用と育成に向けた協力を求めた。

さらに、経団連は2013年2月6日、教育問題委員会スポーツ推進部会の初会合を開催した<sup>6)</sup>。この会合には文部科学省スポーツ・青少年局から今里譲スポーツ・青少年企画課長が出席し、スポーツ推進に向けた政府の施策について懇談した。まず、今里課長から、1961年制定の「スポーツ振興法」を50年ぶりに見直し2011年8月施行されたスポーツ基本法について説明があった。そのなかで今里課長は、「スポーツに関する科学的研究の推進やスポーツ団体とスポーツ産業事業者との連携の推進など、企業や大学等によるスポーツ支援に向けた施策なども含まれている」と紹介した。またスポーツ基本法に基づき、2012年3月に策定された「スポーツ基本計画」については、今後5年の間に取り組む施策として、「旅行先で多様なスポーツに親しむスポーツツーリズムの推進や地方公共団体、企業、大学の連携による地域スポーツの推進、トップ・アスリートを対象としたデュアル・キャリアに関する啓発」などが紹介された。さらに、今里課長は、企業への期待として、「スポーツのためのノー残業デーの設定やスポーツ施設の市民向け開放、ワーク・ライフ・バランスの一環としてスポーツを通じて地域や家族との交流を図ること」などを挙げた。

意見交換で出席委員が、「スポーツ振興予算については国土交通省など他の省庁と連携し、まちおこしやインフラ整備など他の政策目標と連動させるべきではないか」(強調は引用者による)と指摘したのに対し、今里課長は「スポーツツーリズムの推進については観光庁とも連携しており、競技場などのスポーツ施設の整備については防災拠点としての機能もあり、国交省や地方公共団体と連携している」と説明した。

まさに、スポーツツーリズムに対する上記のような経団連の意向は、インフラ整備を含めた資本蓄積の強化を想起させる。また、今里課長の説明は、21世紀版の全国総合開発計画との呼び声が高い「国土強靱化基本案」を想定した公共事業としての国土開発を連想させる。さらに、今里課長が企業への期待として「スポーツのためのノー残業デー」や「ワーク・ライフ・バランスの一環としてスポーツを通じて地域や家族との交流」を述べているが、これらの取り組みが企業の自主裁量に任されるような発言となっていることは、非常に問題であると言わざるをえない。次章では、この点について、成長戦略における休暇取得促進対策について分析を試みたい。

### 第3章 成長戦略と休暇取得促進対策：新自由主義型自由時間政策の維持と強化

成長戦略における観光立国政策やスポーツ立国政策を見てみると、観光やスポーツの主体となる私たち生活者が観光やスポーツへの参加を促進する条件として、自由時間の拡大や休暇取



得の促進が重要視されている。小泉内閣以来の成長戦略のなかでも、需要サイド、つまり、生活者の自由時間の拡大や休暇取得の促進を成長戦略のテーマとしたのが、鳩山由紀夫内閣が策定した「新成長戦略（基本方針）：輝きのある日本へ」であった。そのもとで、観光立国推進本部を設置し、休暇分散化ワーキングチームを立ち上げた。現在、鳩山内閣が提示した休暇分散化モデルの具体化は、2011年3月11日に発生した東日本大震災により、中断を余儀なくされている。しかし、このモデルは、これからの休暇取得促進対策の政策的な基盤となりうる。

新成長戦略が強調するように、「第三の道」とは需要からの成長を目指している。休暇分散化とは、まず「観光需要の平準化」を目指すことにある。つまり、観光需要の平準化とは、国民の観光に対する需要が高いにも関わらず、それに観光市場（供給側）が応えられないのは、長期休暇→GW、お盆、SW、年末年始—における観光客の集中化が要因であり、これを平準化する—休暇を分散させる—ことによって、国民の国内観光への参加の機会を増やすというものである。つぎに、この観光需要の平準化により、今まで「100日の黒字（年末年始、GW、夏休み、それ以外の土日）、265日の赤字（上記以外の平日）」という状況に喘いでいた観光市場の安定化を図り、新たな観光資源の開発やそれに伴う雇用増を実現させるという。

さらに、観光立国の推進という国是は、国内観光を充実させることだけではなく、インバウンドの充実—外国人観光客の訪日件数と滞在日数の増加—も欠かせない。それゆえに、近年著しい成長をみせているアジア市場を視野に入れると、観光需要の平準化とは、インバウンドが少ない時期に日本国内が休みを取る—つまり、国内観光需要の平準化—ことで、たとえば「年末年始→旧正月（アジア市場）→春のGW→夏休み→国慶節（アジア市場）→秋のSW」というように、1年中を通して安定した観光市場を構築し、経済成長と雇用の安定化を目指すことにもなる。

一見すると、この休暇の分散化は、国民の観光に対する需要に応えるための自由時間拡大策とみなすこともできよう。また、経済界と労働組合は「国内需要を喚起し、観光関連産業の雇用創出・安定化に資する施策」という一点において、休暇分散化を進めることにおおむね賛成という態度を取った。しかし、各界から提出された原案に対するヒアリングを見てみると、休暇の分散化を実現させるうえで桎梏となる問題が浮かび上がってくる。つまり、労使間における休暇分散化に対する最大の認識のズレは、休暇取得（年次有給休暇の完全取得と労働時間短縮）を推進する方策の違いに収斂される。まず、経団連と日本商工会議所は、労働者の休暇取得（年次有給休暇の完全取得と労働時間短縮）について、その実現には労使間協議を大前提とし、政府による一律の制度化を牽制する態度を示している。一方、日本労働組合総連合会は、年次有給休暇取得率の上昇（2008年度の取得率47.4%）と年次有給休暇の最高付与日数と最低付与日数の引き上げ—最高付与日数を現在の20日から25日へ、最低付与日数を現在の10日から20日へ—を要求している。

上記のような、政労使それぞれの休暇分散化の論調には、違和感がある。やはり、休暇分散化をめぐる本質的な論点は、「休暇取得をめぐる労使間の認識のズレを、どのような政治的介入によって調整するのか」という一点に収斂されるはずである。たとえば、これまでに何度も紹介されてきたことではあるが、ヨーロッパ諸国で休暇取得がほぼ100%に達しているのは、法律と労働協約のもとでの年次有給休暇の計画的・連続取得が原則となっているからである。たしかに、

日本の場合、労働基準法が年次休暇有給休暇の根拠法となっている。しかし、労働基準法には、労使間で法定時間外労働と法定休日労働の協定を締結することを求めた労働基準法第36条（通称「36協定」）があり、それが労働基準法を「ザル法」に貶めてしまっている。しかも、日本政府は、年次有給休暇に関するILO132号条約を未だに批准していない。それゆえに、休暇取得を労使間協議のみに委ねてしまうことは、かなり問題があると言わざるを得ない。しかも、休日分散化を提案後、観光庁が主催となり提起した2010年の「家族の時間づくりプロジェクト」、2011年の「ポジティブ・オフ運動」は、休暇取得促進を企業の自主裁量に任せてしまっている。このような矛盾は、なぜ発生してしまうのか。やはり、その根幹には、拙稿（市井2007; 2011）が指摘してきた新自由主義型自由時間政策がある。

さて、新自由主義型自由時間政策であるが、その全貌が明確に現れたのは、1999年に余暇開発センターが発表した『時間とは幸せとは：自由時間政策ビジョン（以下『自由時間政策ビジョン』と称す）』からである。この『自由時間政策ビジョン』が私たちに提示した新しい自由時間論と社会構想の要点をまとめると、「自由時間を手段として従来の個人と社会・組織との関係を再構成し、キャッチアップ型の国家介入を排除することにより、自己責任のもとで積極的な社会参加を行い、各自のライフスタイルをデザインすること」にある。しかも、『自由時間政策ビジョン』は、「自由時間を労働に代表されるような義務的、拘束的な活動から自由になる時間、つまり余暇として位置づけるのではなく、生活時間全体を自由時間と捉える」ことを求め、「労働時間短縮が、自由時間・レジャー時間の量的・質的な拡充を保障する」という従来の議論のアジェンダを破棄した。

さらに、このような議論を追求したものが、「生活領域の自由時間化」という提起である。この生活領域の自由時間化とは、余暇・レジャーだけでなく、労働を含めた生活時間全体を自由時間として捉えようとする。たとえば、「労働時間の自由時間化」とは、「労働時間の一層のフレックス化や労働時間の複数制など雇用面から個人の自律と自由裁量を拡大するとともに、ビジネス進行を同時に推進して国民の働き方を全体として自由時間化する」という。つぎに、「教育・学習時間の自由時間化」とは、「労働や家事・ケアなどと両立できるような教育・学習機会の拡大を促進するとともに、労働や家事・ケアとの自由な退出入を確保できるような広い意味でのリカレント教育を推進する」という。さらに、「家事・ケア時間の自由時間化」とは、「家事・ケアの男女分担を見直し、国民全体が家事・ケア時間と労働、学習、レジャーの時間との両立が可能となるような環境整備をする」という。最後に、「余暇・レジャー時間の自由時間化」とは、「これまでの単なる遊びのためのレジャーから自己発見、自己実現、他者との共生、癒し、研究など多彩なレジャー活動を促進する」という。

結局のところ、『自由時間政策ビジョン』が私たちに求めたことは、労働・雇用問題や社会保障・社会福祉において「個人の主体的な時間管理によるフレキシブルな対応」である。しかも、そこで想定された私たちのライフスタイルとは、「私たちは平等に時間を持っている一事実、金持ちも貧乏人も、男性も女性も、老いも若きも、健常者も障害者も1日＝24時間という時間だけは、平等に与えられている一から、あとは、それを自己責任のもと、自由に、かつ有効に使って自己実現を成し遂げる」（市井:2007,268）ということとなる。

このような新自由主義型自由時間政策のもと、日本における新自由主義的な福祉国家政策の

再編はさらに加速し、私たちは安定的な経済成長確保とそのための労働力再生産のコスト削減をめざす社会システムへの参加を余儀なくされている。改めて強調しておくが、新自由主義型自由時間政策とは、「時間」を財源に代わる資源と捉え、それを最大限に調達し、利用する社会構想にはかならない。やはり、この政策のもとでは、休暇取得促進対策が政府の責任とはなりえなくなる。

さらに言うならば、休暇取得促進対策は、そもそも労働時間問題と関連するものであった。事実、『自由時間政策ビジョン』によって新自由主義型自由時間政策が提示されてからでも、労働時間問題は依然として、政府が責任を持つ領域でありつづけた。しかし、1992年に時短立法として制定された「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（通称「時短促進法」。以下、通称を用いる）」が2006年3月末をもって失効し、同年4月から労働時間等設定改善法が施行されてから、労働時間問題は、確実に政府の責任の領域から後退した。まさに、時短促進法が失効した年に、観光立国推進基本法が成立し、観光立国推進基本計画が策定されたのは、皮肉以外の何物でもない。また、「多様な働き方に対応して労使の自主的な努力を促進する」という大義名分のもとでなされた時短促進法の廃止は、さらなる問題を引き起こしてきた。それは、森岡孝二が『働きすぎの時代』で指摘したように、「労働時間の個人化」のもと「自発的な働きすぎ」を助長し、そのことが数多くの悲劇を一過労死、過労による自殺や病気一生み出してきた（森岡:2005）。さらに、今日では「ブラック企業」と称される労働者にとって悪質な労働環境にある企業が問題視されるなど、労働問題は深刻化の一途を辿っている。

これまでの議論を踏まえるならば、政府が成長戦略において提示した休暇取得促進対策は、労働時間問題と休暇問題への真摯な対応になっているとは言い難い。やはり、休暇取得については、その「標準化」—たとえば、連続休暇日数の法制化—と「個人化」—たとえば、休暇取得の個人裁量の強化—を社会的に保障し、促進させることが求められると改めて言わざるをえない。

## むすびにかえて

2013年9月8日、2020年オリンピック・パラリンピックの東京での開催決定について、米倉弘昌経団連会長は以下のようなコメントを発表した<sup>7)</sup>。

オリンピック・パラリンピック招致委員会をはじめ、関係者のご尽力により、東京開催が決定したことは大変喜ばしい。1964年の東京オリンピック開催は戦後の復興に取り組んでいた人々に活力を与え、その後の高度成長につながった。今回の開催決定も、日本国民に元気と明るさをもたらすものである。とりわけ、東日本大震災の被災地の方々には、勇気と希望を届けることになると思う。東京開催が決定されたことで、首都圏の再開発やインフラの整備、外国人観光客の誘致などにも弾みがつく。これらによって、日本経済の回復も一層力強いものとなろう（強調は引用者）。

「案の定」と言うべきか、このコメントからうかがえることは、財界の2020年のオリンピッ

クへの関心と期待とは、インフラの再整備による「都市再生」で経済界にもたらされる経済的利潤にある。しかも、このような状況下では、成長戦略の観点からスポーツ基本法ならびにスポーツ基本計画が骨抜きにされて、かつてのスポーツ振興法の「二の舞」、たとえば、国策としてのメダル獲得政策が強化され、競技力向上予算の増額がなされる一方で、地域スポーツ予算が削減されることは明らかである。

さらに、危惧されることは、オリンピック開催までの約7年間で、どのような政治力学のもとでオリンピック体制が構築されるのかという点である。関春南が指摘したように、1964年に開催された東京オリンピックを成功に導くために構築されたオリンピック体制は、高度経済成長期における生産性の向上と国民の中産化を作り出すことによって政治的安定を目指すことと連動していた(関:1997,141)。もちろん、現在の日本の経済・社会状況はその当時とは異なっている。しかし、オリンピック体制の構築を「人づくり」政策と関連づけて進展させるならば、以下に引用する関の指摘は、これから構築されるオリンピック体制を考察するうえで無視出来ないものとなるだろう。

「人づくり」政策を内面から支える新しい国民意識・思想の形成が急迫した政治的課題となってきた。すなわち、独占資本が諸矛盾の解決をみずからの犠牲においてではなく、輸出増強＝帝国主義的膨脹によってはかろうとする以上、独占資本は国民大衆に賃金抑制その他の犠牲を強いる政策と、それを大衆に甘んじさせるイデオロギーとを不可避的に必要としたのである(関:1997,142-143)。

本稿第2章において、経団連が教育問題委員会の下に「スポーツ推進部会」を新設したことを紹介したが、まさに、この動向は関の指摘そのものとみなしてもかまわないだろう<sup>8)</sup>。さらに、今後、政府がどのような「人づくり」政策をオリンピック体制の構築と絡めて成長戦略に盛り込んでいくのか、予断を許さない状況にある。

## 注

- 1) 「2020年オリンピック・パラリンピック開催に伴う経済波及効果を試算」  
<http://tokyo2020.jp/jp/news/index.php?mode=page&id=189> (最終閲覧日 2013年9月29日)
- 2) 竹中平蔵「東京五輪で世界に通じない理屈は淘汰され、国内改革が進む」  
<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20130924/366380/?ST=mobile&P=4#> (最終閲覧日 2013年9月29日)
- 3) アベノミクスについては、首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/>) を参照し、整理した。
- 4) この表は、木村(木村:2009,37)からの孫引きである。
- 5) 以下の記述は、「週刊経団連タイムス」の記事を整理した。  
「スポーツ振興・普及に向けた取り組みと経済界への期待聞く：教育問題委員会」  
[http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2013/0101\\_07.html](http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2013/0101_07.html) (最終閲覧日 2013年9月29日)
- 6) 以下の記述は、「週刊経団連タイムス」の記事を整理した。  
「スポーツ推進に向けた政府の施策で説明聞く：教育問題委員会スポーツ推進部会」  
[http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2013/0221\\_07.html](http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2013/0221_07.html) (最終閲覧日 2013年9月29日)
- 7) 「2020年オリンピック・パラリンピック東京開催決定に関する米倉会長コメント」<http://www.>

keidanren.or.jp/speech/comment/2013/0908.html（最終閲覧日 2013 年 9 月 29 日）

- 8) スポーツ推進部会は、2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定も受けて、経済界によるスポーツ支援を一段と強化するため、「スポーツ推進委員会」へと昇格した。その初会合が 12 月 20 日、東京・大手町の経団連会館にて開催された。会合の仔細は「週刊経団連タイム」に掲載されている。「スポーツ推進委員会が初会合開催：経済界全体でスポーツ支援の強化推進／竹田 JOC 会長から 2020 年東京五輪開催に向けた取り組み聞く」  
[http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2014/0101\\_08.html](http://www.keidanren.or.jp/journal/times/2014/0101_08.html)（最終閲覧日 2014 年 1 月 6 日）

## 引用文献ならびに参考文献

- 青沼裕之, 2011, 「民主党『スポーツ立国戦略』のねらいとスポーツ運動の課題：『ガバナンス強化』『新しい公共性』の意味するもの」現代スポーツ研究会第 59 回研究会報告資料（2011 年 3 月 28 日、武庫川女子大学）.
- 石井昭夫, 2001, 「第 12 章 観光政策」岡本伸之編『観光学入門』有斐閣.
- 市井吉興, 2006, 「戦後日本の社会統合と『レジャー』：レジャー政策から自由時間政策への転換とその意図」『立命館産業社会論集』42（3）.
- , 2007, 「人間の安全保障としての『レジャー』をめざして：『新自由主義型自由時間政策批判』序説」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』12.
- , 2011, 「新自由主義型自由時間政策の現在：政権交代・生活サポート型レジャー・休日分散化」金井淳二・草深直臣監修 有賀郁敏・山下高行編『現代スポーツ論の射程：歴史・理論・科学』文理閣.
- 木村和彦, 2009, 「第 2 章 スポーツ・ヘルスツーリズムの概念と現状」原田宗彦・木村和彦編『スポーツ・ヘルスツーリズム』大修館書店.
- 工藤康弘・野川春夫, 2002, 「スポーツ・ツーリズムにおける研究枠組みに関する研究：「スポーツ」の捉え方に着目して」『順天堂大学スポーツ健康科学研究』6.
- 斎藤貴男, 2011, 「『心』と『国策』の内幕」筑摩書房.
- 社会経済生産性本部, 2004, 『レジャー白書 2004：グラン・ツーリズム もう一つの観光立国』.
- , 2005, 『レジャー白書 2005：インバウンド日本の魅力再生』.
- , 2007, 『レジャー白書 2007：余暇需要の変化と「ニューツーリズム」』.
- , 2008, 『レジャー白書 2008：「選択投資型余暇」の時代』.
- 鈴木茂・小淵港編, 1991, 『リゾートの総合的研究：国民の「休養権」と公共責任』晃洋書房.
- 関春南, 1997, 『戦後日本のスポーツ政策：その構造と展開』大修館書店.
- , 2012, 「『スポーツ立国戦略』から『スポーツ基本法』へ：課題と展望」『現代スポーツ評論』26.
- 総合ユニコム, 2009, 『月刊レジャー産業資料 1 月号』.
- , 2010, 『月刊レジャー産業資料 1 月号』.
- , 2013, 『月刊レジャー産業資料 1 月号』.
- 谷川真理・百花ナオミ, 2010, 『谷川真理が案内するご当地マラソン 人気コース 48』中経出版.
- 東洋経済新報社, 2010, 『週刊東洋経済：スポーツビジネス徹底解剖』.
- 二宮厚美, 2013, 『安倍政権の末路：アベノミクス批判』旬報社.
- 原田宗彦, 2009, 「第 1 章 ツーリズムの歴史的発展」原田宗彦・木村和彦編『スポーツ・ヘルスツーリズム』大修館書店.
- 松永敬子, 2009, 「日本におけるスポーツ・ヘルスツーリズムの現状と課題」『龍谷大学経営学論集』48（4）.
- 森岡孝二, 2005, 『働きすぎの時代』岩波書店.
- 渡辺治, 2013, 『安倍政権と日本政治の新段階：新自由主義・軍事大国化・改憲にどう対抗するか』旬報社.

**参照した HP**

観光庁：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

経団連：<http://www.keidanren.or.jp/>

首相官邸：<http://www.kantei.go.jp/>

東京2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会：<http://tokyo2020.jp/jp/>

日本スポーツツーリズム推進機構：<http://sporttourism.or.jp/>